

栃木市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により、次の投票区を指定在外選挙投票区として指定する。

令和6年10月15日

栃木市選挙管理委員会
委員長 小保方 昭洋

栃木第1投票区